

地震等大規模災害時における被災建築物等の解体撤去に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と協同組合長野県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害発生時における建築物等の解体撤去に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上田市内において地震等大規模災害発生時に、甲が乙に対して、被災した建築物等の解体撤去について協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震等大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な災害を生ずるものをいう。
- (2) 建築物等 住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設等の建築物及び橋梁、道路等公共土木施設その他の工作物をいう。
- (3) 災害廃棄物 災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号に掲げる事業について乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 被災した建築物等の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前2号に伴う必要な措置

2 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する解体撤去に可能な限り協力する。

（要請手続）

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭により要請し、事後において、速やかに文書で通知する。

- (1) 被災の状況
- (2) 解体撤去を実施する地区、内容及び期間
- (3) その他必要な事項

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い解体撤去を実施するものとする。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第6条 甲は、解体撤去に円滑な協力を得られるように、乙に必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、地震等大規模災害時にこの協定に協力できる会員を甲に報告するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、解体撤去を実施したときは、次に掲げる事項を文書で報告するものとする。

- (1) 解体撤去を実施した地区、内容及び期間
- (2) 解体撤去に従事した人員、車両、資機材等

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき実施した解体撤去に要した費用は、甲が負担し、その価格は地震等大規模災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害の負担)

第9条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、上田市消防団員等公務災害補償条例(平成18年条例第226号)の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(第三者に対する措置)

第10条 解体撤去の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用等の請求)

第11条 乙は、第8条に規定する費用及び第9条に規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第12条 甲は、前条の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに費用等を支払うものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年12月18日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年12月18日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上記代表者 上田市長 母袋 創一 (印)

長野県長野市南県町685番地2

乙 協同組合長野県解体工事業協会

上記代表者 理事長 江本 源俊 (印)